

松岡熊三郎先生の商法学とその足跡

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学史料委員会 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 保住, 昭一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10571

松岡熊三郎先生の商法学とその足跡

保 住 昭 一

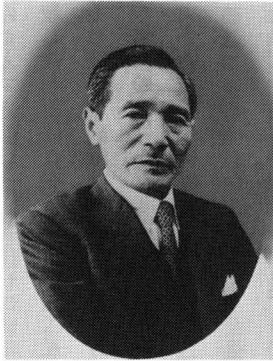
松岡熊三郎先生は、大正十年十月に明治大学法科講師に就任して以来、昭和三十七年三月定年により教壇を去るまでほぼ四十年間法学部の商法講座を担当した人である。

の研究生活は妨げられはしたが、その大部分は静かな学究生活であったといつてよい。

一 法律評論社時代

第二次世界大戦と戦後の混乱期があり、また昭和二十四年を境とした学制改革に伴った涉外活動期があつて晩年

大正三年七月に明治大学法科を卒業された先生は、明治法律学校以来の明大法科の伝統にしたがつて在野法曹



松岡熊三郎

の道を選び、間もなく弁護士の実務に従事している。そのかたわら、というよりはこちらが当時の先生の本業であったようであるが、大正六年四月から法律評論社という所で法律学説判例総覧の商法部門の編集にあたつていゝる。この総覧の発行を思いついたのは、当時法律評論社の主幹を勤めておられた高窪喜八郎先生（明治大学短期

大学教授の故高窪静江先生のご尊父)である。わが国の法律学の研究に多大な影響を及ぼしているドイツには、それぞれの法の分野にコンメンタールというほう大な学説判例総覧があるが、当時のわが国にはまだこの種の総覧がなかった。高窪先生は、このドイツのコンメンタールに範をとって、発表されている学者の論文、著書、下級審上級審の判例を網羅する総覧を編集する事業を考えつかれたのである。この総覧の編集は、当時としては画期的な事業であり、総覧がわが国の学界や実務界に及ぼした影響は計りしれないものがある(それから約四十年後、私が商法の専攻者として論文を作成する際にもこの学説判例総覧は大いに利用した)。松岡先生は、この総覧の商法部門の編集を担当しておられたのである。先生がその後商法研究者として学究生活に入ったのは、おそらくこの総覧編集に端を発しているといつてよからう。

法律評論社では、総覧の編集のほか法律評論という雑誌をも発行しており、毎週一回雑誌部と総覧部とが合同で法律評論の問題点について討論を行っていた。松岡先生の後輩にあたる民法の故野田孝明先生も法律評論には

参加しておられたようで、後に野田先生から伺ったことであるが、この法律評論社での議論は大変に激しいものであり、各担当者が評論を書くにはこの議論を通過しなければならなかったという。

松岡先生は、この法律評論社時代にもう一人大きな影響を受ける人物に出会う。それは故森山武市郎先生である。森山先生は、松岡・野田両先生の先輩にあたり法律評論社に在職中判検事登用試験に合格し、司法官試験の時に松岡先生ご夫妻の媒酌人をつとめておられる。この森山先生は、その後スイスおよびドイツに留学し、民法および労働法を専攻され、帰国後検事に復職するとともに、母校明治大学において債権法と日本で初めてといわれる労働法の講座を開設され、労働協約の研究で法学博士の学位を取得しておられる。官界では、司法省に保護局を設置して初代保護局長を務め、さらに仙台控訴院の検事長となり、その後福岡控訴院の検事長時代に終戦を迎えておられる。松岡先生はこの森山先生とは特別に親しくしていたようであり、野田先生によれば、森山先生が長兄、松岡先生が兄、そして野田先生が弟という関係

が自然に出来上がったそうである。

二 ドイツ留学の頃

周知のように、松岡先生が学んだ当時の明治大学は専門学校令による大学であって、明治大学が名実ともに大学に昇格するのは「大学令」公布以後の大正九年からである。この時から明治大学の新しい時代が始まる。その当時の教員スタッフはほとんどが兼任教員であり専任教員はごく僅かしかいなかったため、どうしても専任教員を育成する必要があった。このような情況のもとで松岡先生は、先輩である岡田庄作先生の熱望と森山先生のすすめにより、大正十年十月専任の法科講師となり、翌一年には商法・経済法研究のため明治大学からドイツへ留学を命じられている。

先生が留学した大正十一年（一九二二年）当時のドイツはワイマル共和制下であり、法学界においては、イエリングを祖とする目的法学が旧来の概念法学を否定するとともに歴史法学をも克服しながら、カントロヴィッ

ツやエールリッヒに代表される自由法学に、またヘックやミュラー・エルツバッハによって主張された利益法学（チュービンゲン学派）に開花しようとしていた。商法の分野では、株式会社の歴史的、比較法的研究で知られたカール・レーマンはすでに亡く、ゲルマニステン最大の巨匠でドイツ団体法理論に不朽の功績を残したオット・ギールケも没した直後であったが、その豊かな遺産を承継した学者はきら星の如く並んでいた。保険法の大家で商法叢書八巻十数冊におよぶ刊行者として有名なエーレンベルク（ライプツヒ大学）、企業概念を用いて商法の対象の決定に初めて近代的方向を理論づけたヴィラント（スイス・バーゼル大学）、権利外観理論に立脚して有価証券法の体系を樹立したヤコビ（ミュンスター大学）等である。先生は主にベルリン大学に滞在しながら、大正十五年八月に帰国するまでの四年間、直接間接にこれらの学者とその学説に親しく接する機会をもたれたものと推察される。

他方、当時のドイツは、第一次大戦後の超インフレ経済に苦しんでいたのみならず、その不況対策と経済復興

が焦眉の問題となっており、また企業の社会化問題も深刻になりつつあった。そのためにおびただしい経済関係法規の堆積と改廃を生じ、学問の体系にきわめて神経質なドイツ法学界はこれらの現象に「経済法」の名称を与えたが、その法的位置づけをめぐることは学説が紛糾していた。今日でもその学説が引用されるシュレーダー、ヌスパウム、シュタムラー、ヴェストホッフ、ローゼンストック等の学者が新理論を競ってそれぞれ論陣をはっていた。時代の思潮は、古典的な市民法秩序とその体系を根底からゆり動かしつつあったのである。松岡先生はドイツ滞在中、この新しい法分野と経済法学説に接し、おそらく二十世紀法学の未来の方向を鋭敏に感じとったに違いない。

先生の留学中の連絡場所は野田孝明先生宅に決められており、ドイツで購入した図書類はすべて野田宅に送られていた。大正十二年の関東大震災では、幸い野田宅は崩壊を免れたので保管したこれら貴重な書籍はすべて無事であったことは、後日野田先生からお聞きした。

三 商法総論の構築

留学から帰国後法学部の助教授になられた先生は、留学中に培われたドイツ法学の成果をふまえて、法学部の機関誌「法律論叢」に大部な労作を多数発表するとともに、商法総則、商行為法、会社法そして海商法の各分野に関する体系書をまとめられた。また、恩師志田鉦太郎先生のすすめにより「商業使用人法理論」と題する学位論文を提出し、昭和十四年法学博士の学位を授与されている。この論文は、商業使用人の法律関係には商法の適用される面と、労働法の適用される面とがあるが、両者の適用の限界をどこにおくかを論じたものである。この課題を解くために、商法の本体である「商」は統一的な商業企業生活であり、商法は個人主義的法体系であるのに対し、労働法は商業使用人生活の法に関する限り、これに制限を加える法ならびに企業全体の考慮からは認められる商業使用人生活の法である団体主義的法体系であることを論じたものである。今日の企業法理論における企

業補助者の地位に関する先駆的業績といふべきものであらう。

先生の四十年にわたる商法研究において追究してやまなかつたライフ・ワークは、商法総論の体系的把握、とくに商的企业法理論の確立にあつた。それまでのわが国における商法理論は、学問としての自主性否定論が、田中耕太郎博士に代表される商的色彩論によって漸く克服されはしたものの、その特殊性を発現する基本の法的対象は依然明らかにされていなかった。松岡先生はそれを今日の生活関係の実質を掘り下げて、商的企业という統一概念によって包括しようと試みたのである。他方、それまでのわが国の法学方法論は、公法学、私法学を問わず、法学の目的をもつばら法概念整備におく概念法学全盛期であつた。この学派は、法を普遍的法概念の論理的組織の体系として捉え、かかる論理的体系の「自己完結性」と「無欠缺性」を想定する特有の理論構造をもっている。この法学方法論は、初期資本性社会の経済的自由と裁判における予測可能性の要求に対応して、古典的市民法体系の確立に意義をもつたことは否定できない。

松岡先生が最も力をそそがれた諸論文、たとえば「商、商行為及び商事の概念と商法の本質」(法律論叢九卷十二号)、(十一卷十二号)、「商概念の変遷」(創立六十年記念論文集所収)、「商法の実体」(創立七十五周年記念論文集所収)等をつぶさに読むと、先生はかかる概念法学的法実証主義の立場を排斥して、法をもって一定の目的を達する手段としての人の行為、すなわち規範であるとして、「その究明は規範的、合目的々に個性的考察を必要とする文化科学研究の方法によらねばならない」とする立場を貫いておられる。これ明らかに目的法学の立場である。しかし、同じ目的法学派から出発して法の新たな社会学的把握の途を拓いた自由法学に対しては、ある意味ではこれを認めながらも、「商法学は商事法規の内容およびその意味を究明することを任務とするものであるが故に」、法規の欠缺に対し裁判官の自由な法創造を認める自由法学は行き過ぎだとして一線を画する態度をとっておられる。憶測が許されるとするならば、おそらく先生の理論体系には、法の目的をもって個人および社会の利益と把握しながら、これを実用法学の方法と平

面において純化し発展せしめていった利益法学派の影響
が大きいように思われる。

四 中庸の人

戦前、戦中そして戦後を通じて法学部の歴史を共に歩
んでこられた民法の故野田孝明先生が、松岡熊三郎先生
の在職四十年を記念した論文集にとくに「松岡さんを語
る」の一文を寄せられ、その中で松岡先生の円満な人柄
について次のように述べておられる。「松岡さんの主義
は、孟子のいわゆる「吾れ中庸を行かん」である。決し
て一方に片寄ることがない。積極性もなければ消極性も
ない。容易に口を開かず、皆んなの言を充分に聞いたう
えその中庸を発見して断を下すというやり方である。
—— 独逸人の好んで使うラングザーム・アーバー・ジッ
ヒヤーと一脈通ずるものがある」。そして「松岡さんは
中華風に言えば大人の風格がある」と述べておられる
(法律論叢三五巻四・五・六合併号所収)。いたずらに
事を構えるポレミックを好まず、「中庸にして過甚なら

ず」という先生の人となりを一言よく衝いているように
思われる。人柄はその学風にも現われている。先生の商
法研究に残された業績は、およそ商法の研究者にとって
最も必要な基礎研究の領域であるにも拘らず一見それは
地味にすらみえる。しかし、功を焦って奇を衒うごとき
は、先生の学風には無縁のものであったし、私ども後進
に対しても強くいましめられたことであった。

私が法学部助手として商法研究のため先生の研究室に
入ったのは、先生が還暦をとうに越された昭和三十一年
四月である。先生との年令差があまりにも隔たっていた
ので、それまで先生がその気になれば弟子の一人や二人
育てることが出来たはずではないですか、と尋ねてみた
ことがある。助手が育たなかつたのは、第二次大戦によ
り優秀な学生が徴兵されたためであり、戦後復員した者
も大学に復帰せずに法曹実務界に進んでしまったという
のが先生の答えであった。結局、私が先生にとって最初
の研究助手となつたのである。当時先生は、私立大学連
盟常務理事や私立学校振興会設立委員等を務められ、私
学全体のための渉外活動に専念されており、学内におい

ては最長老教授として大学院長を経て、総長（兼学長）の要職にあって、まさに寧日なき日々であった。そのためか、ごくたまに研究室を訪れる先生は私の未熟な研究報告を聞きながら、幾つかの質問をしながら何やら吻つとしておられた姿が印象的であった。